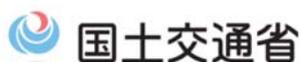


# 中部地方整備局における建設BCP認定制度について ～地域建設業のためのBCP策定の促進～

令和元年12月17日

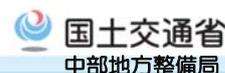
防災グループ  
災害対策マネジメント室



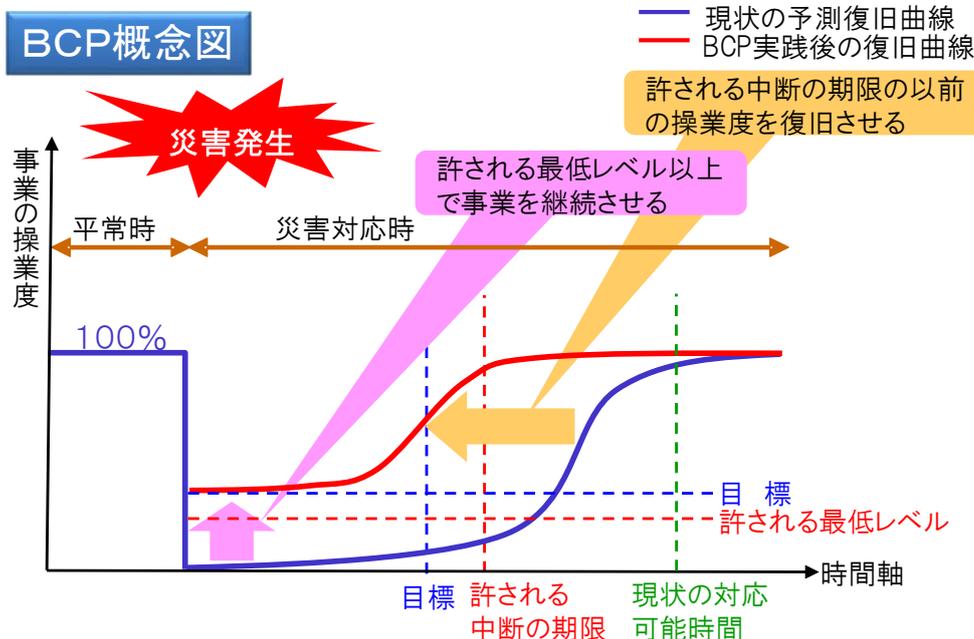
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

1

## BCP(事業継続計画)とは



不測の事態(災害・事故などの被害)が発生した場合でも、重要業務が中断せず、また、中断した場合でも可能な限り短い時間で再開するよう、中断に伴うリスクを最低限に抑えるため、平常時から事業継続について準備しておく計画(Business Continuity Plan)



出典)地域建設企業における「災害時事業継続の手引き」((一社)全国建設協会) 2

- ◆ 建設企業には、災害が発生した場合、いち早く現場に駆けつけ、迅速に応急復旧を行い、ライフライン等の復旧を通じ、住民の日常生活を取り戻す役割を担っている。
- ◆ 災害時は、建設企業自体の被害を最小限にすることはもとより、操業の中断期間を短縮し、被災した社会インフラの応急復旧や二次災害防止に対して、早急に対応することが不可欠である。
- ◆ そのため、災害時において建設企業の社会的使命を果たすため、建設企業自ら継続して事業活動できる体制を構築しておく必要がある。



### 建設BCPの策定

災害時に備え、災害時にとるべき手法・方法等を計画として定める

3

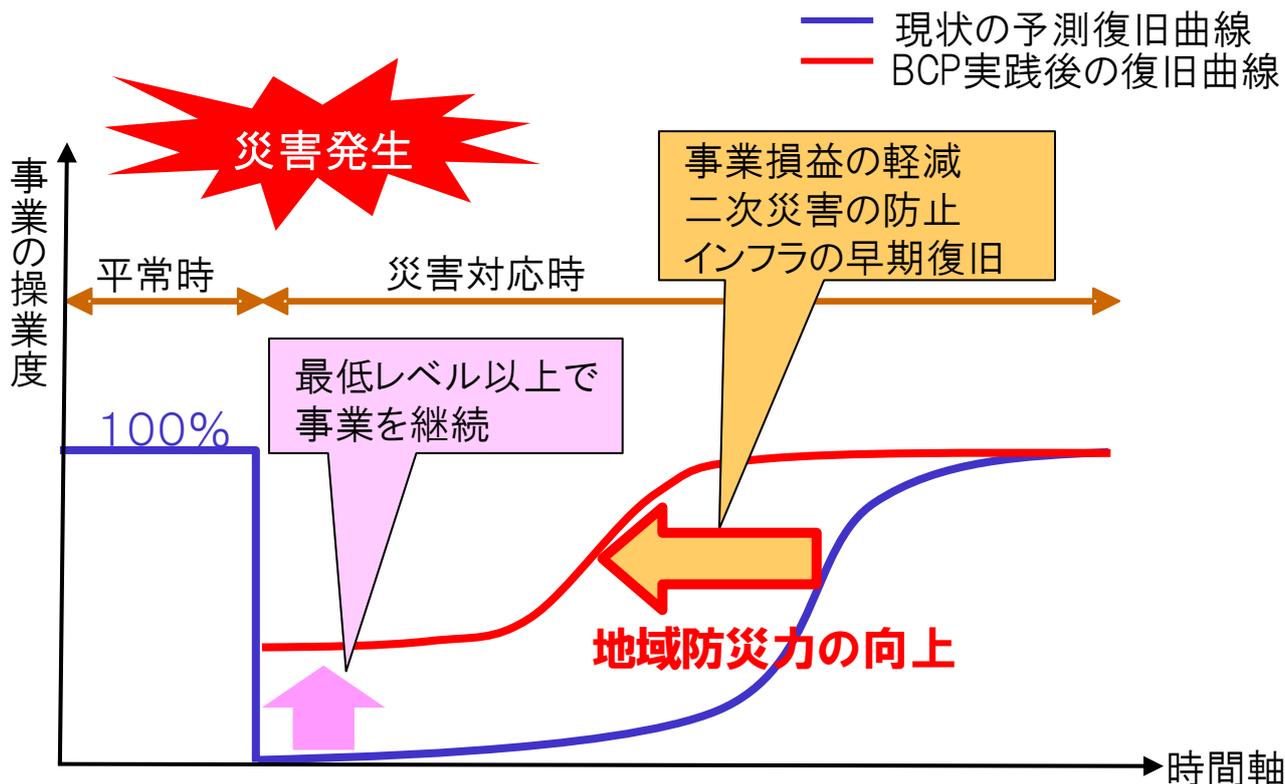
- ◆ 大規模自然災害時には、施設被害の早期把握、迅速な応急復旧対応および二次災害の発生を防止することが重要である。また、大規模災害直後から震災瓦礫・浸水や土砂堆積により、被災箇所への侵入が困難となるため、迅速な救命救助活動が可能となる対応が求められる。
- ◆ 南海トラフ巨大地震の発生が懸念される中部地方整備局管内においては、大規模自然災害の発生直後から行政と建設企業が共同して災害対応していくことが重要となる。
- ◆ 中部地方整備局においては、南海トラフ巨大地震を想定した業務継続計画（BCP）を策定しているが、建設企業においても大規模自然災害発生時に事業活動を継続できる体制を整えておく必要がある。



### 中部地整における建設BCP認定制度の創設

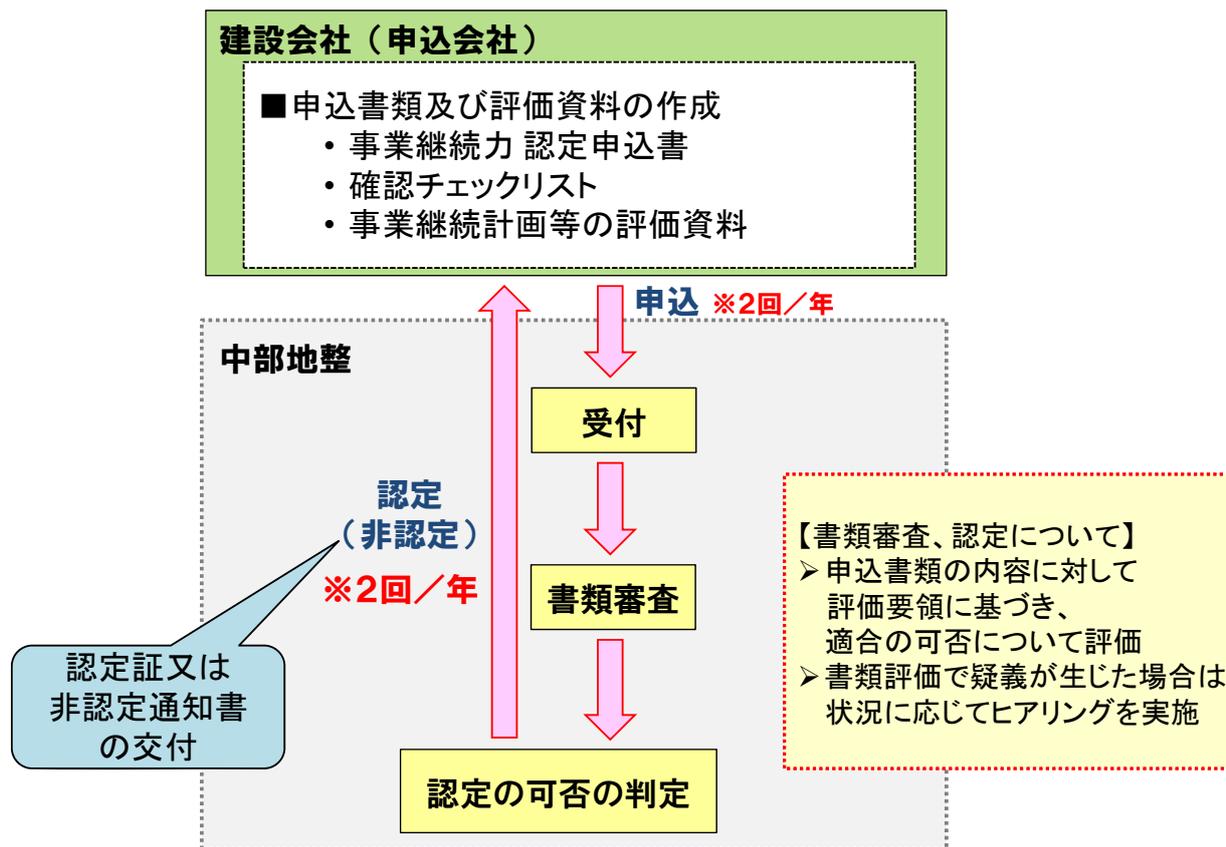
中部地方整備局管内の建設会社が備えている事業継続力を評価し、適合した建設会社に対する認定および公表することにより、建設会社における事業継続計画の策定を促進し、もって中部地方整備局の災害対応業務の円滑な実施と緊急事態への対応力の向上、ひいては地域防災力の向上を目的とする。

4



## 中部地整における建設BCP認定制度の概要

項目		中部地整の建設BCP認定制度
概要	認定対象	①建設業法に基づく許可を受けている ②中部地方整備局における一般競争参加資格の認定を受け、「一般土木工事」の「B、C等級」、「維持修繕工事」、「アスファルト舗装工事」、「港湾土木工事」の「B、C等級」、又は「港湾等しゅんせつ工事」の「A、B等級」に認定されている ③本店、支店、営業所のいずれかが中部地整管内にある
	認定の区分	新規、継続
	認定証有効期間	新規：3年間、継続：3年間
申込	申込と認定の期間	2回／年
	申込み先	中部地方整備局
評価	評価の種類	書類評価 (書類評価で疑義が発生した場合のみ、ヒアリングを行う場合がある)
	評価の項目	重要業務の選定と目標時間の把握、災害時の対応体制、対応拠点の確保、情報発信・情報共有、人員と資機材の調達、訓練と改善の実施等
委員会	委員会審議内容	実施要綱、評価要領、ガイドライン等
	開催時期	不定期
評価部会	評価部会審議内容	申込資料の評価
	開催時期	2回／年
備考	他機関で認定したBCPを審査無しでの認定	対象としない



## 建設BCPの作成方法

「建設会社における災害時の事業継続力認定評価要領」及び「建設会社における災害時の事業継続力の申請に向けたガイドライン」にしたがって作成

建設会社における災害時の事業継続力認定  
評価要領

【記述内容】

- 認定概要
- 申込み
- 評価方法
- 書類の作成（記載上のポイント）
- 申込書類確認一覧（確認のポイント）

令和2年〇月  
国土交通省 中部地方整備局

建設会社における災害時の  
事業継続力認定の申請に向けたガイドライン

【記述内容】

- 具体的な記載内容の説明
- 記載例

令和2年〇月  
国土交通省 中部地方整備局

## 建設BCPの記載項目(1/2)

項目		記載事項	参照箇所	
			評価 要領	ガイ ドライン
計画の策定	計画の策定	・計画策定の意義・目的、検討体制を記載	p.10	p.8
重要業務の選定と 目標時間の把握	受ける被害の想定	・南海トラフ巨大地震等で想定される災害、被害を把握 ・ハザードマップと想定している被害状況を把握 ・自社所有の建物の耐震性に関する状況把握	p.11	p.10
	重要業務の選定	・重要業務の選定表を作成		p.12
	目標時間の把握	・重要業務の目標時間の検討表(就業時間内／就業時間外(夜間・休日))を作成(目標時間を設定した根拠資料を添付すること) ・対応拠点、代替対応拠点に参集する人員と時間を整理。 ・災害協定業務着手までの手順の把握(就業時間内と就業時間外(夜間・休日)のそれぞれの手順)		p.14
災害時の対応体制	社員及び家族の安否確認方法	・安否確認方法の把握(携行カードを作成・配布している場合は、その写しを添付) ・社内連絡体制の把握(社内の連絡体制表) ・顧客、来客、社員の避難・誘導方法の把握	p.14	p.19
	二次災害の防止	・二次災害防止の実実施計画書の作成		p.23
	災害対応体制	・指揮命令系統図の作成(指揮命令系統図、それぞれの代理者及び代理順位がわかる資料)		p.24
対応拠点の確保	対応拠点、代替対応拠点の確保	・対応拠点と代替対応拠点の概要の把握 ・設備、棚・ロッカー等、機器の地震等の対策状況一覧の作成・重要なデータ・文書のバックアップの現状の把握	p.16	p.27

9

## 建設BCPの記載項目(2/2)

項目		記載事項	参照箇所	
			評価 要領	ガイ ドライン
情報発信・情報共有	発災直後に連絡すべき相手先リスト	・連絡すべき相手先リストの作成(災害・事故発生直後に連絡すべき関係行政機関(国、都県、市区町村)リスト) ・連絡手段の検討 ・施工中現場の把握	p.18	p.36
人員と資機材の調達	自社で確保している人員、資機材等	・自社で確保している人員、資機材等の把握 ・備蓄食料のリストの把握 ・災害時の救出用機材等の備蓄のリストの把握	p.20	p.40
	災害時の人員と資機材の調達先リスト	・通常の調達先リストの把握		p.42
		・代替調達先リストの把握		p.42
訓練と改善の実施	訓練計画及び実施	・事業継続計画を検証する訓練の計画	p.21	p.44
	事業継続計画の改善計画及び平時の点検計画及び実施			
	事業継続計画の現状の課題と今後の対応			

- 災害時にも事業を継続または迅速に再開するには、全社員が対応内容を認識し、BCPの実効性を高めておくことが必要であり、災害を想定した訓練が重要です。
- そのため、建設BCPには訓練計画を記載し、着実に実施し、**継続更新時には訓練実施記録の提出**を求めています。
- 訓練計画の立案、或いは実施に当たり、参考資料となる「建設会社における災害時の事業継続力認定の継続申請に向けた建設BCP訓練マニュアル」を作成します。

建設会社における災害時の事業継続力認定の  
継続申請に向けた建設BCP訓練マニュアル

令和2年〇月

国土交通省 中部地方整備局



シミュレーション訓練



ロールプレイング訓練



BCP手順確認訓練



総合実動訓練

11

## 制度開始までと開始後のスケジュール(予定)

項目	令和元年度				令和2年度												
	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
業界との打合せ	●																
業界意見聴取	→																
内閣調整		→															
建設会社説明会		○															
認定制度の開始・周知			→														
申込案内			第1回							第2回							第3回
申込受付				第1回						第2回							
評価・認定										第1回							第2回

### 【第1回受付】

- 令和元年 12/17 業界打合せ・意見聴取
- 令和2年 1月 建設会社説明会
- 2月 制度開始・申込み案内
- 4月 BCP受付開始
- 5月 受付締切
- 9月 BCP認定

### 【第2回受付】

- 令和2年 8月 申込み案内
- 9月 BCP受付開始
- 10月 受付締切
- 1月 BCP認定